



またお会い
しましょう!

参議院

〒100-8961 東京都千代田区永田町1-7-1
TEL.03-3581-3111(代)

テレホンサービス **03-3581-3100**

平日／9:00～17:00(土、日、休日は休み)

ホームページ www.sangiin.go.jp

令和7年7月発行

無断複製・転載を禁じます。

リサイクル適性Ⓐ

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

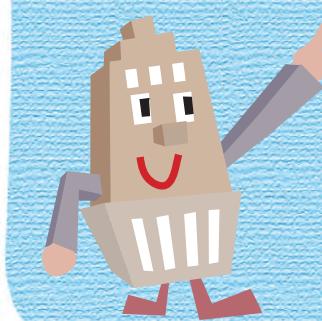


国会のしくみと法律ができるまで

参議院



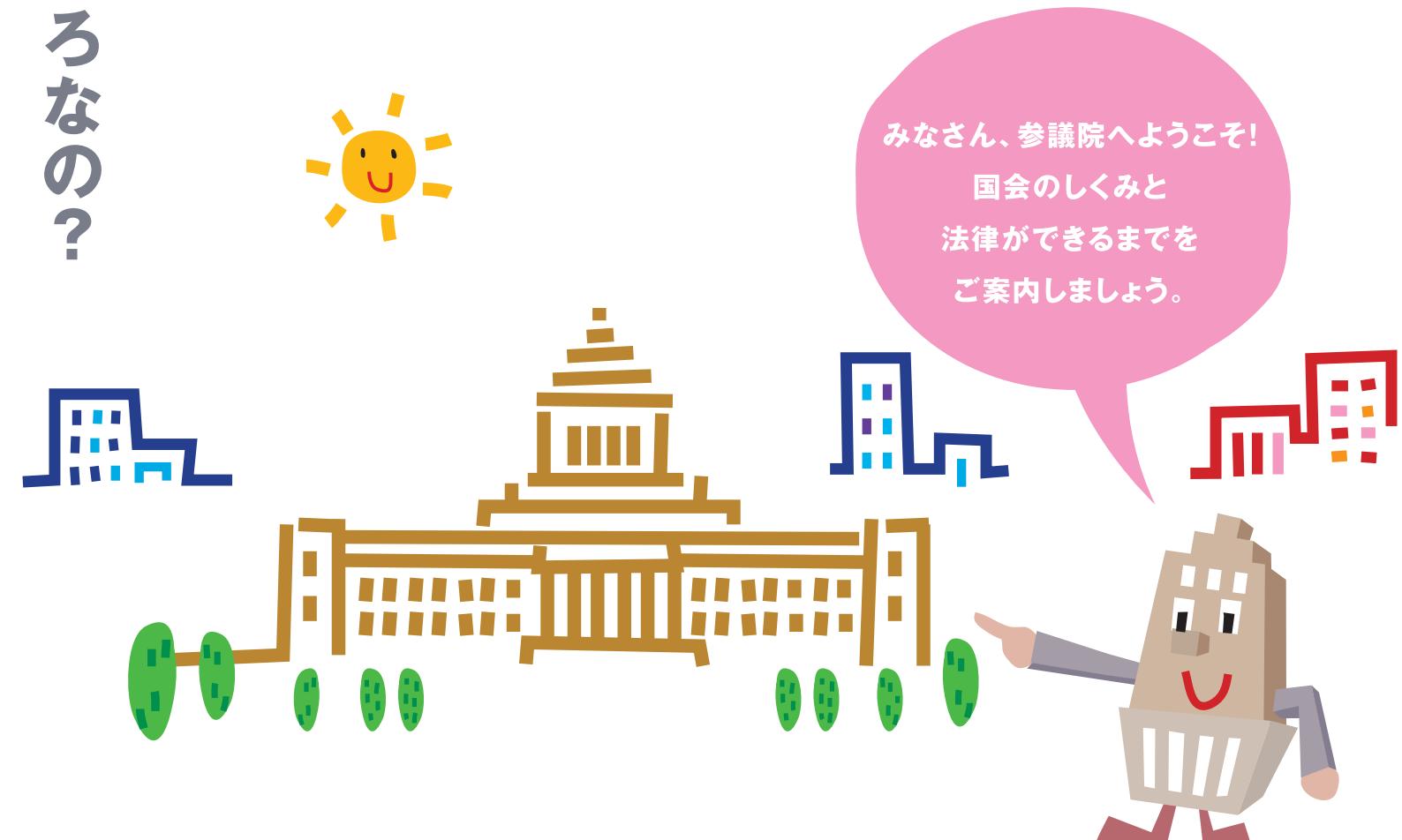
参議院特別体験プログラム



もくじ

	1 国会のしくみ	2
	三権分立と国会	
	国会の地位	
	二院制	
	国会の会期と種類	
	2 国会のしごと	4
	法律の制定	
	予算の議決と決算の審議	
	条約締結の承認	
	内閣総理大臣の指名	
	衆議院の内閣不信任決議	
	憲法改正の発議	
	両議員の国政調査	
	裁判官弾劾裁判所の設置	
	3 衆議院と参議院の関係	5
	両院協議会	
	衆議院の優越	
	4 法律ができるまで	6
	法律案(法案)の作成・提出	
	国会審議の流れ	
	法律の公布・施行	
	5 委員会の審査	8
	委員会とは	
	委員会室	
	委員会の審査方法	
	6 本会議の審議	10
	本会議とは	
	議場(本会議場)	
	本会議の審議方法	
	7 国会の一年	12
	8 国会キーワード	14
	9 国会議事堂のあらまし	16

国会って、
法律って、
何をするとこりなの?
どうやってできるの?

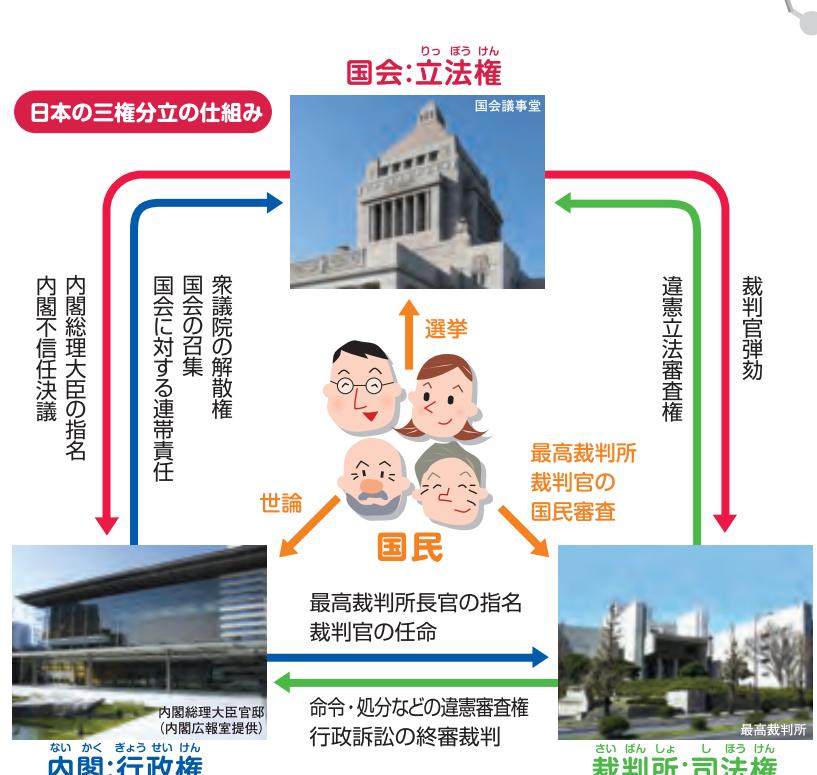


みなさん、参議院へようこそ!
国会のしくみと
法律ができるまでを
ご案内しましょう。

さんけんぶんりつ
三権分立と国会

国の権力を立法権・行政権・司法権の三つに分け、それぞれ異なる機関が担当する仕組みを三権分立といいます。これは、国の権力が一つの機関に集中すると濫用されるおそれがあるため、三つの権力が互いに抑制し、均衡を保つことによって権力の濫用を防ぎ、国民の権利と自由を保障しようとする考え方です。

日本の三権分立の仕組み



日本国憲法も三権分立をとっています。
国会は、法律をつくりたり、変えたり、廃止したりする「立法権」を、内閣は、国会が決めた法律や予算に基づいて実際の行政を行う「行政権」を、裁判所は、人々の争いごとや犯罪を憲法や法律に基づいて裁く「司法権」を担当し、互いに仕事を行っています。

日本の三権分立は、国会が内閣総理大臣を指名し、国会の信任のもとに内閣が成り立つ仕組み=議院内閣制となっていますので、国会と内閣の結びつきが深いのが特徴です。

■国会の地位



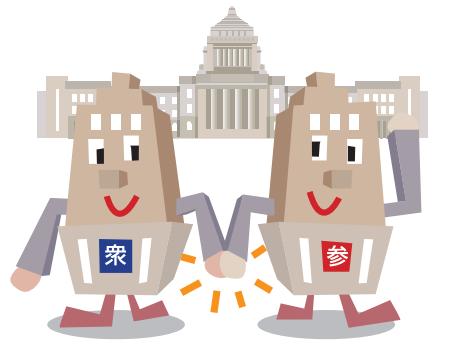
に いんせ

国会は、衆議院と参議院の二つの議院から構成されています（憲法第42条）。これを二院制といいます。

二院制には

- ①国民の様々な意見をより広く反映させることができる
②二つの議院が審議することで、重要な決定を慎重に行える
③一つの議院の行き過ぎを抑えたり、足りないところを補つたりできる

衆議院も参議院も、国民から選挙で選ばれ
に果たせるよう、違いが設けられています。



衆議院		参議院
465名 小選挙区289名 比例代表176名	議員定数	248名 選挙区148名 比例代表100名
4年 (解散されると任期途中でも地位を失う)	任期	6年 (3年ごとに半数改選)
満18歳以上	選挙権	満18歳以上
満25歳以上	被選挙権	満30歳以上
小選挙区:全国を289区 比例代表:全国を11区	選挙区	選挙区:原則都道府県単位45区 (鳥取県・島根県・徳島県・高知県は それぞれ2県の区域で1選挙区) 比例代表:全国を1区
あり	解散	なし

国会の会期と種類

国会が開かれ、活動する期間を会期といいます。国会は、毎年1月から「常会(通常国会)」が開かれますが、必要に応じて、「臨時会(臨時国会)」、「特別会(特別国会)」が開かれます。ほかに、衆議院の解散中、国に緊急の問題が起こった場合に参議院だけで集まる参議院の緊急集会があります。

種類	召集・時期	会期
常会	●毎年1回、1月中に召集	150日間(延長は1回まで)
臨時会	●内閣が必要と認めたとき ●どちらかの議院で総議員の4分の1以上の要求があったとき ●任期満了による衆議院の総選挙または参議院通常選挙が行われた場合、任期の始まる日から30日以内に召集	国会の議決で決める (延長は2回まで)
特別会	●解散による衆議院の総選挙の日から30日以内に召集	
参議院の緊急集会	●衆議院の解散中、国に緊急の問題が起った場合に、内閣が集会を求める	緊急の案件がすべて議決されたとき終了

2 国会のしごと

国会には様々な仕事がありますが、憲法で定められている主なものを紹介しましょう。

法律の制定

国会の最も大きな仕事は、法律をつくることです。法律案は、内閣または議員が作成して提出し、国会で審議され、制定されます。



条約締結の承認

内閣が外国と結んだ約束を文書にしたもののが条約です。内閣が条約を結ぶには、国会の承認を受けなければなりません。



憲法改正の発議

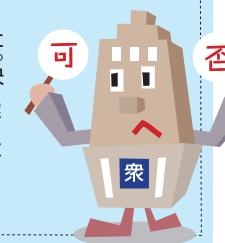
憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で国会が発議します。憲法を改正するには、国会が発議して、国民投票を行い、承認されなければなりません。

憲法改正

衆議院の内閣不信任決議

衆議院は、内閣に対して信任・不信の決議をすることができます。

内閣不信任決議案が可決されたとき、または内閣信任決議案が否決されたときは、内閣は、衆議院解散しない限り、総辞職しなければなりません。



両議院の国政調査

衆議院と参議院の両院には、国政全般について調査する権限(国政調査権)が与えられています。政府からの説明聴取や委員を派遣して調査を行うほか、証人を呼んで証言させたり、記録を提出せたりすることもできます。



裁判官弾劾裁判所の設置

裁判官にふさわしくないとして罷免を求められた裁判官を辞めさせるかどうかを決める裁判官弾劾裁判所を設けています。



3 衆議院と参議院の関係

衆議院と参議院は、共に国会の仕事をしていますが、互いに独立して審議を行います。原則として両院の意思(議決)が一致したときに国会の意思となります。必ず両院の意思が一致するとは限りませんので、憲法では、両院協議会や衆議院の優越について定めています。

両院協議会

両院協議会は、衆議院と参議院の意思が異なった場合に両院の意思の調整を図るための話し合いの場です。

両院協議会は、衆議院と参議院から選ばれた10名ずつの協議委員で組織され、各議院の協議委員の3分の2以上の出席のもと開かれます。

両院協議会において、出席協議委員の3分の2以上の多数で議決されたとき、両院協議会の成案となります。ただし、成案は、その後、両院の本会議で議決されなければ国会の意思とはなりません。

両院協議会は、予算の議決、条約締結の承認、内閣総理大臣の指名で両院の意思が異なった場合には必ず開かれ、法律案の場合は、必要に応じて開かれます。

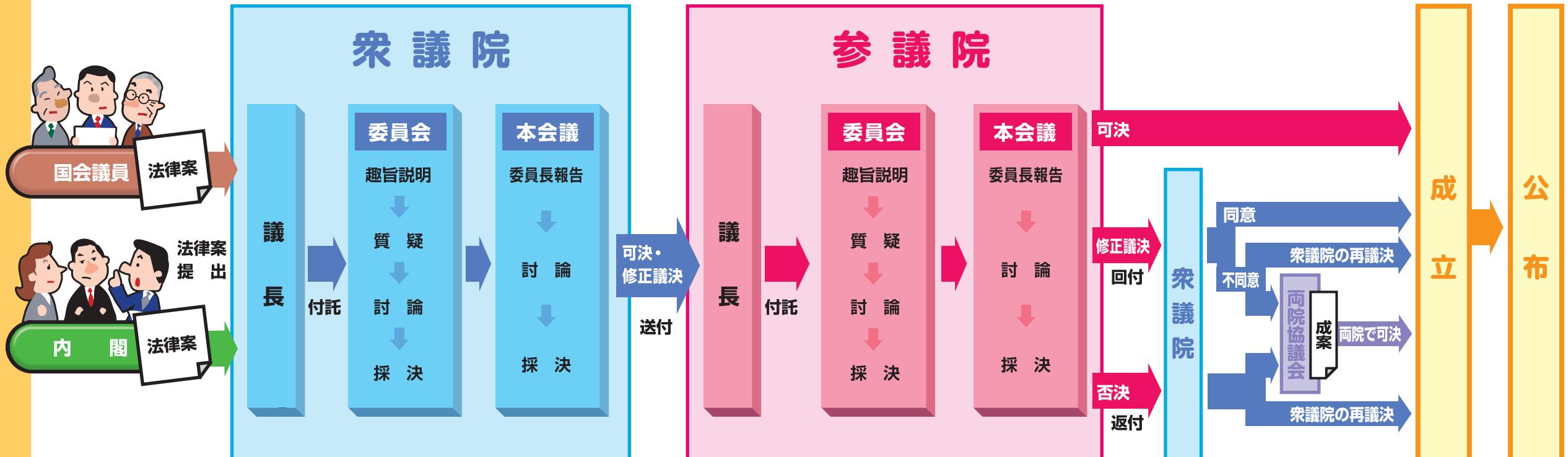


衆議院の優越

憲法は、衆議院と参議院の意思が一致しないときに、いくつかの点で、衆議院に強い権限を認めています。これを衆議院の優越といいます。

対象となる案件	衆議院の優越の対象となる場合	優越による結果
予算の議決 条約締結の承認	<ul style="list-style-type: none"> 参議院が衆議院と異なる議決をし、両院協議会を開いても意見が一致しないとき 参議院が、衆議院の議決を受け取った後30日以内に議決しないとき 	衆議院の議決がそのまま国会の議決となる
内閣総理大臣の指名	<ul style="list-style-type: none"> 衆議院と参議院で異なる人を指名し、両院協議会を開いても意見が一致しないとき 参議院が、衆議院の指名の議決後10日以内に指名しないとき 	衆議院の議決がそのまま国会の議決となり、衆議院で指名された人が内閣総理大臣になる
法律案	<ul style="list-style-type: none"> 衆議院で可決した法律案を参議院が否決または修正議決したとき 参議院が衆議院で可決された法律案を受け取ってから60日以内に議決しない場合に、衆議院で参議院が否決したとみなす議決をしたとき 	衆議院がもとの案を出席議員の3分の2以上の賛成で再び可決したとき、法律となる。ただし、両院協議会を求める場合もある

せいさく じつけん
政策を実現したり、社会や経済の諸問題を解決し、国民の安心と生活の向上を図るため法律がつくられます。ここでは法律が成立するまでの流れを紹介しましょう。



(図は、衆議院が先に審議を行った場合の流れです。参議院から審議が始まる場合もあります。)

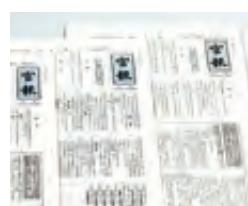
■法律案(法案)の作成・提出

法律の基となる法律案を提出できるのは、国会議員(衆議院議員、参議院議員、両院の委員会等)と内閣です。法律案の作成に当たっては、政策を実現する手段として法律をつくることが適當か、憲法に適合しているか、他の法制度と調和がとれるかなど、多角的に検討され、法律独特の様式や用語を用いて条文の形式で作成されます。法律案は、国会の会期中に提出することができます。国会議員が法律案を提出する場合は自身の所属する議院の議長に、内閣が法律案を提出する場合は内閣総理大臣から衆議院または参議院どちらか一方の議院の議長に提出します。



■国会審議の流れ

国会の審議は、最初に法律案が提出された議院からはじめます。法律案を受け取った議長は、まず、その内容にふさわしい委員会を選んで法律案の審査を担当させます(これを付託といいます)。委員会は、法律案について詳しく専門的に審査をした後、採決を行い委員会として結論を出します。委員会の審査が終わった法律案は、次に本会議で審議されます。本会議では、委員会での審査結果を踏まえ、議員全員で採決を行い、議院としての最終的な意思を決定します。



■法律の公布・施行

成立した法律は、天皇によって公布され、官報に掲載され国民に知らされます。法律が実際の社会で運用がはじまるところを施行といいますが、通常、国民への周知の観点から公布後一定期間をおいて施行されています(ただし、公布の日から施行されるものもあります)。

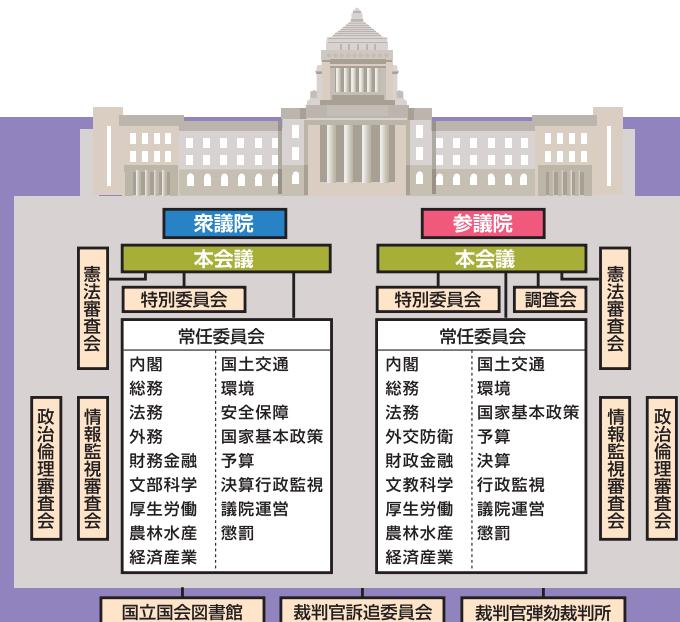


5 委員会の審査

衆議院と参議院の会議には、大きく分けると本会議と委員会があります。

衆議院と参議院で独立して法律案の審議を行いますが、審議の方法は同じです。

原則として、まず、委員会で詳しく審査され、委員会の審査が終了した後、本会議で審議されることになります。



■委員会とは

委員会は、10名から45名程度の少人数の委員で組織され、本会議の審議に先だって法律案などの議案の内容を詳しく専門的に検討する予備的審査機関です。委員会には、さあん常任委員会と特別委員会があります。

常任委員会は、国会法で定められた常設の委員会で、参議院には、文教科学委員会、環境委員会、予算委員会など分野ごとに17種類設けられ、議員は少なくとも一つの常任委員になるとことになっています。

特別委員会は、災害対策など、特に必要と認められたときに本会議の議決で設置されます。特別委員会の名称や目的、委員の数もそのときに決められます。

委員会を開くには、委員の半数以上が出席しなければなりません。また、委員会で議事を決定するには出席委員の過半数が賛成しなければなりません。

■委員会室



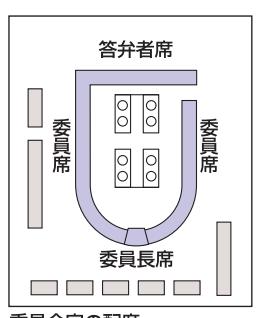
第一委員会室



第二十二委員会室



第三委員会室



委員会室の机の配置は、大きく分けて学校の教室型と馬蹄型(馬のひづめのよう)なU字型)があり、参議院の委員会室の多くは馬蹄型をしています。

委員長は、中央の委員長席に座り、公正な立場で委員会を進行します。

委員長席の左右両側には委員席があります。右側を最大会派、左側を第二会派以下が座ります。委員は、会派ごとに集まって座り、質疑、討論、採決に加わります。

委員長席の正面には答弁者席があります。当日の議題によって異なりますが、法律案を提案した議員や大臣、副大臣、大臣政務官などが座り、法律案の説明や、委員からの質疑に答弁します。

■委員会の審査方法

法律案は、まず、委員会で詳しく専門的に議論されます。これを審査といいます。委員会の審査には、決められた手順があり、法律案は、次のようなプロセスで細かく審査されます。



1 趣旨説明

第1段階が、趣旨説明です。
趣旨説明とは、法律案の提案者が、提案した理由とその内容を委員に対して説明することです。内閣提出の法律案の場合は、担当する大臣が趣旨説明を行います。

2 質疑

趣旨説明が終わると次に、第2段階の質疑に入ります。
質疑とは、委員が、法律案の提案者や大臣などに対して法律案の疑問点について質問することです。質疑者は、あらかじめ割り当てられた持ち時間の範囲内で、様々な質問をしていきます。
質疑に対しては、法律案の提案者や大臣、副大臣、大臣政務官などが答弁します。さらに、参考人として学識経験者の方などに委員会に出席してもらい、専門的な意見を聴いたり、公聴会を開いて利害関係者などから意見を聴いたりすることもあります。
その後、委員は、この法律案を修正した方がよいと思う場合には、修正案を提出することができます。

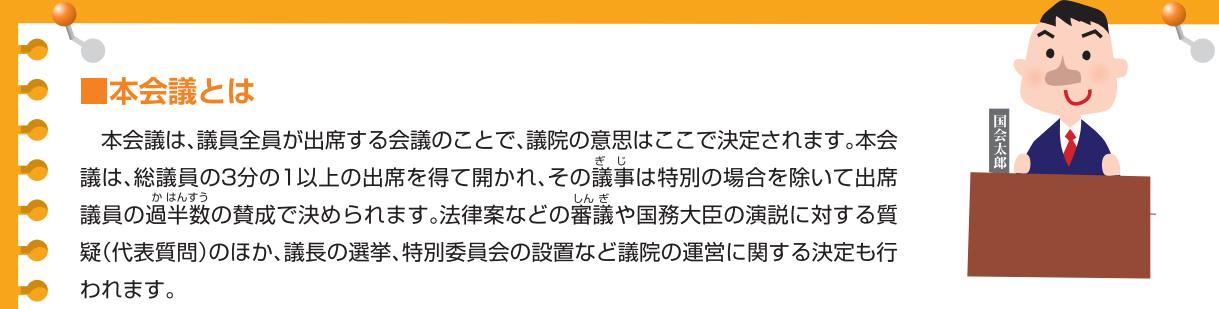
3 討論

質疑が終了すると、第3段階の討論に入ります。
討論とは、委員同士が賛成・反対の立場を明らかにして、法律案に対する意見を述べることです。討論が行われる場合は、反対、賛成の順に行い、反対や賛成すべき理由を具体的にアピールします。

4 採決

討論が終了すると、第4段階の採決を行います。
採決とは、多数決により委員会としての結論を出すことです。賛成の委員が挙手(または起立)をして、過半数であれば可決となります。

法律案は、委員会での審査が終わると本会議で審議されます。



■本会議とは

本会議は、議員全員が出席する会議のことです。議院の意思はここで決定されます。本会議は、総議員の3分の1以上の出席を得て開かれ、その議事は特別の場合を除いて出席議員の過半数の賛成で決められます。法律案などの審議や國務大臣の演説に対する質疑(代表質問)のほか、議長の選挙、特別委員会の設置など議院の運営に関する決定も行われます。

■議場(本会議場)

本会議が開かれる部屋を正しくは議場といいます。衆議院と参議院の議場は、ほぼ同じような造りになっていますが、参議院の議場にのみ、開会式のときに天皇陛下がお座りになるお席があります。



衆議院議場



参議院議場

議長席

本会議は議長が議事を進行します。議長席は、本会議場の正面中央部分の一段高いところにあり、議場全体がよく見渡せるようになっています。

演壇

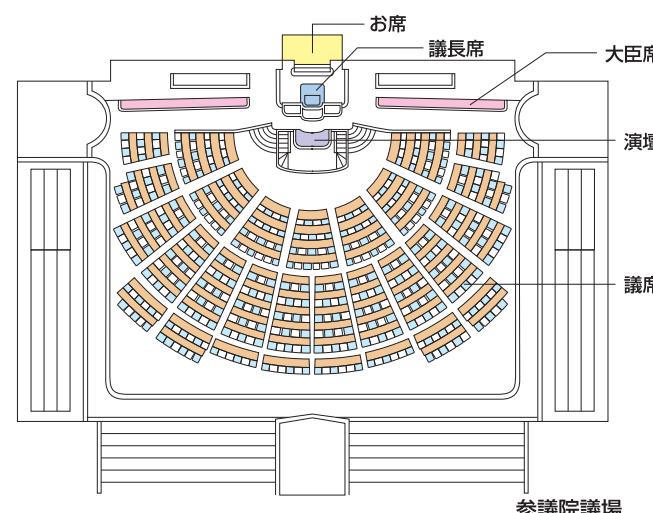
演壇は、議長席の前にあります。本会議で発言する場合は、原則として演壇で行います。

大臣席

大臣席は、議長席の左右にあります。内閣総理大臣の席は、正面に向かって左の列、最も議長寄りにあります。大臣は、自分が担当する法律案が議題となったときは、本会議に出席することになります。

議席

議場に設けられた議員の席を議席といい、演壇を中心に半円形に配列されています。各議員は、所属する会派別に座っています。参議院の議席には、氏名標と呼ばれる名札、押しボタン式投票機、記名投票のときに使う白と青の木札が備え付けられています。木札は白が賛成を、青が反対を意味します。



■本会議の審議方法

法律案を本会議で議論することを審議といいます。また、法律案を国会で議論する過程そのものも審議といいます。

本会議での審議には決められた手順があり、法律案は、次のようなプロセスで審議されます。



1 委員長報告

本会議での審議は、まず、法律案の審査を担当した委員会の委員長から委員長報告を聴きます。委員長は、法律案の内容、委員会での主な質疑や討論を紹介し、委員会が出した結論を議員全員に報告します。

2 討論

議員が法律案に対して賛成・反対の立場から意見を述べることです。討論が行われる場合は、反対、賛成の順に行います。通常、議員は会派単位で意思統一していますので、討論は会派を代表した意見となります。

3 採決

本会議では、委員会の審査の報告を基に採決を行い、議院としての最終的な結論を出します。出席議員の過半数が賛成すれば可決となります。

参議院では、法律案などの議案の採決は、原則として押しボタン式投票で行います。ただし、議長が必要と認めたとき、または出席議員の5分の1以上から要求があったときは、賛成を表す白と反対を表す青の木札を用いた記名投票で行います。



押しボタン式投票



投票総数 233
賛成 219
反対 14



記名投票

このような手順で法律案は、衆議院と参議院でそれぞれ独立して審議され、原則として衆議院と参議院の意思(議決)が一致したときに法律となります。しかし、必ず両院の意思が一致するとは限りませんので、憲法では、衆議院の再議決や両院協議会の制度を定めています。

国会をめぐる主な動きをカレンダーにまとめました。その時々の政治情勢などにより、
実際のスケジュールは変わってきます。

CALENDAR OF THE DIET



1月	2月 3月	4月	5月	6月	7月 8月	9月	10月	11月	12月
開会式 常会(通常国会)の召集 	内閣総理大臣による施政方針演説など 各会派からの質疑 政府四演説 	総予算の審議(衆議院・参議院) 	法律案・条約等の審議 	参議院の調査会から報告書提出 	常会の会期終了 	臨時会(臨時国会)の召集 	内閣総理大臣による所信表明演説 各会派からの質疑(代表質問) 補正予算の審議 	参議院本会議で決算の概要報告・質疑 決算の国会提出 	臨時会の会期終了
常会は、毎年1月に召集されます。会期は150日間です。 常会では、政府から翌年度の総予算や多数の法律案が提出され、審議されます。	内閣総理大臣から施政方針演説を聴くほか、関係大臣から外交演説、財政演説、経済演説をそれぞれ聴きます。これに対して衆議院と参議院で各会派が質疑を行います(代表質問)。	総予算は衆議院で先に審議が行われます。衆議院で議決されると次に参議院で審議されます。 年度内に予算が成立しないときは、暫定予算(一時的な予算)が組まれることもあります。	予算の審議が終わると、法律案・条約等の審議が本格的に始まります。常会では多いときには100件以上の法律案が審議されます。	参議院は、国政の基本的事項について長期的・総合的な調査を行ったために、調査会を設けています。その成果として、政策提言を行ったり、法律案を提出したりします。	国会が閉会している間に、議員を地方や海外に派遣して実情調査を行うこともあります。 また、3年ごとにある参議院議員の通常選挙は7月前後に実施されています。	必要に応じて、臨時会が召集されます。臨時会の会期は、衆参両院の議決で決定されます。 緊急に対策が必要となった場合は、補正予算や関連する法律案などを審議します。	参議院では、決算の審議を翌年度の予算編成に生かせるよう、決算の早期審議に努めています。		

あ行

委員会[いいんかい]

法律案は、まず、少数の委員で組織された委員会で、詳しく検討されます。本会議では、委員会の検討結果を基に、議院の意思を決定します。

委員長[いいんちょう]

委員会を開いて話し合いを進める人です。委員長は、公正・円滑に話し合いを進め、委員会の結論を出すように導きます。

か行

会期[かいき]

国会は、一年中活動するのではなく、一定の期間を区切って活動しています。この期間を会期といいます。法律案は原則として提出されてから会期が終了するまでの間に審議されます。

会議録[かいぎろく]

国会では、委員会や本会議での話し合いの内容を記録し、会議録として公表しています。

会派[かいは]

国会の中で行動を共にする議員のグループのことです。多くは政党を中心にして、同じ意見を持つ議員で作られています。本会議や委員会では、議員は会派ごとに分かれて座ります。

議員立法[ぎいんりっぽう]

議員が法律案を提案(発議といいます)して行われる立法または議員が提案して成立した法律そのもののことです。広く議員による立法活動を指すこともあります。

議長[ぎちょう]

参議院(衆議院)の最高責任者として議院を代表し、本会議を開いていろいろな議題について話し合いを進めます。また、国会の警備は議長の指示にもとづいて行われます。

公聴会と公述人[こうちゅうかいとこうじゆつにん]

多くの人が関心を持つような案件について、委員会が利害関係者や特定の分野で専門知識を有する人などから意見を聞くために開くのが公聴会です。公聴会で意見を述べる人を公述人といいます。

か行

公布[こうふ]

成立した法律を一般に広く知らせることです。法律の公布は天皇が行います。

さ行

採決[さいけつ]

議長や委員長など会議の進行役となる人が、法律案に賛成するかしないかを会議の出席者にたずねて可決するかどうかを決定することです。法律案の採決は、委員会は賛成者が起立か挙手する方法で行い、本会議は押しボタン式投票(参議院のみ)が原則で記名投票によることもあります。

散会[さんかい]

会議が終わることを意味します。議長や委員長は、会議の始めに開会を、会議の終わりに散会を宣告します。

参考人[さんこうにん]

法律案の審査や調査をする上で、委員会が意見を聞くために会議に招いた人のことです。具体的には、大学教授や弁護士など専門知識を持つ人や、審議中の法律案が成立すると大きな影響を受ける人などです。

施行[しこう]

法律は成立しただけでは効力がなく、期日を決めて実際に運用を始める必要があります。法律の効力を発生させることを施行といいます。

質疑[しつぎ]

議題になっていることの疑問点について質問することをいいます。

修正案[しゅうせいあん]

法律案をより良いものにするために、法律案の一部を変更するように提案するものです。初めに提出された案(原案)を修正しようとするものなので、修正案といいます。

は行

趣旨説明[しゅしせつめい]

法律案を提案した人が、提案した理由とその内容を説明することです。

審議と審査[しんぎとしんさ]

審議とは、本会議で法律案などを議論すること、また、法律案などを国会で議論する過程そのものをいいます。

審査とは、委員会で法律案などについて、詳しく検討することをいいます。

審査報告書[しんさほうこうしょ]

委員会が付託された法律案の審査を終了したときに委員会での審査の内容と結論を議長に報告する文書です。報告書の内容については、委員長に一任される例になっていきます。

た行

定足数[ていそくすう]

会議を開いて決を採るのに必要な最少人数のことです。本会議は総議員の3分の1以上、委員会は委員の半数以上の出席が必要です。

討論[とうろん]

委員会または本会議で法律案が採決される前に、その法律案に賛成か反対かを明らかにして自分の意見を表明することです。

な行

内閣提出法律案[ないかつていしゅつぼうりつあん]

内閣が提出した法律案のことです。「閣法(かくほう)」と呼ぶこともあります。

二院制[にいんせい]

議会が二つの議院で構成されている仕組みを二院制といいます。日本の国会は二院制を採用しており、衆議院と参議院で構成されています。

は行

付託[ふたく]

本会議で審議する前に、議長が担当の委員会に法律案の審査を任せることです。

法律案(法案)[ほうりつあん(ほうあん)]

国会に提案される法律の案文です。案文なので、国会での話し合いの結果、手直しされたり、認められないこともあります。法律として成立するには、原則として衆議院と参議院の両院で可決されることが必要です。

本会議[ほんかいぎ]

議員全員が集まる会議です。議院の意思是本会議で決定されます。法律案を可決するには、出席議員の過半数の賛成が必要です。

や行

野党[やとう]

内閣に加わらずに、政権を批判する立場にある政党です。与党のすべての政策に反対するわけではなく、与党が提案した法律案であっても良いと思えば賛成することもあります。

与党[よとう]

内閣を組織し、政権を支える政党で、議院内閣制においては、多くは議会で多数を占めます。内閣の政策の実現を目指します。

ら行

両院協議会[りょういんきょうぎかい]

両院の意思が異なった場合に、意見の一一致を図るための話し合いの場です。予算の議決、条約締結の承認、内閣総理大臣の指名について両院の意思が異なる場合には、必ず開かれます。



9 国会議事堂のあらまし



国会議事堂の歴史

日本の議会は、明治 23 年(1890 年)に帝国議会として始まりましたが、最初の 46 年間は、財政上の理由などもあり、議事堂の本建築が間に合わず、木造の仮議事堂を 3 回にわたりて建築し、使用しました。

現在の国会議事堂は、大正 9 年(1920 年)1 月に着工し、17 年の歳月をかけ、昭和 11 年(1936 年)11 月に完成了。第 70 回帝国議会(昭和 11 年 12 月 24 日召集)から使用され、現在に至ります。

国会議事堂の概要

国会議事堂は、中央塔を境にして向かって左側が衆議院、右側が参議院となり、左右対称の造りとなっています。衆参両院の部分は地上 3 階、地下 1 階、中央部分は 4 階、中央塔は 9 階建てで、鉄骨鉄筋コンクリート造りです。外側には花こう石を張り、耐震耐火の堅固なものとなっています。

長さ(南北) …… 206.36 メートル 奥行き(東西) …… 88.63 メートル
高さ(屋上) …… 20.91 メートル 中央塔 ……………… 65.45 メートル

また、国産品を使用して建築するとの方針の下、建築資材のほとんどすべてに国産品が使用され、建築費は当時の金額で約 2,573 万円、工事に携わった人の数は延べ 254 万人にも及びました。



参議院議場



御休所前広間



皇族室



お席



議場の天井

参議院の議場(本会議場)は、議事堂の2階にあり、3階までの吹き抜けとなっています。議長席は、前方中央の一
段高いところにあります。議長席の左右両側には国務大臣席が、また、議長席の前には、演壇があります。議席は、演壇
を中心に半円形に配列されています。貴族院時代の名残で460席ありますが、現在使用されているのは参議院議員の
定数248席です。傍聴席は3階の三方にあります。天井にはステンドグラスが張られ、太陽光が入るようになっています。また、
議場内の壁には様々な彫刻が施され、見た目の美しさと音響効果を備えています。国会の会期の始めに開会式が行わ
れます。開会式は、天皇陛下のお席がある参議院議場で行われ、陛下からおことばを賜ります。



御休所

ごきゅうしょ
御休所は、議事堂中央部3階にあります。開会式の
当日、天皇陛下は国会にお着きになると、まず、この部
屋にお入りになります。この部屋の造作には安土・桃山
時代の様式が取り入れられ、議事堂建設当時の建築、
工芸の粋を結集した議事堂の中で最も華麗な造りと
なっています。御休所の隣には皇族室があります。

国會議事堂の中央玄関は、開会式のとき、選挙後の国会で議員が初登院するとき、外国の賓客が訪れたときにのみ使われます。

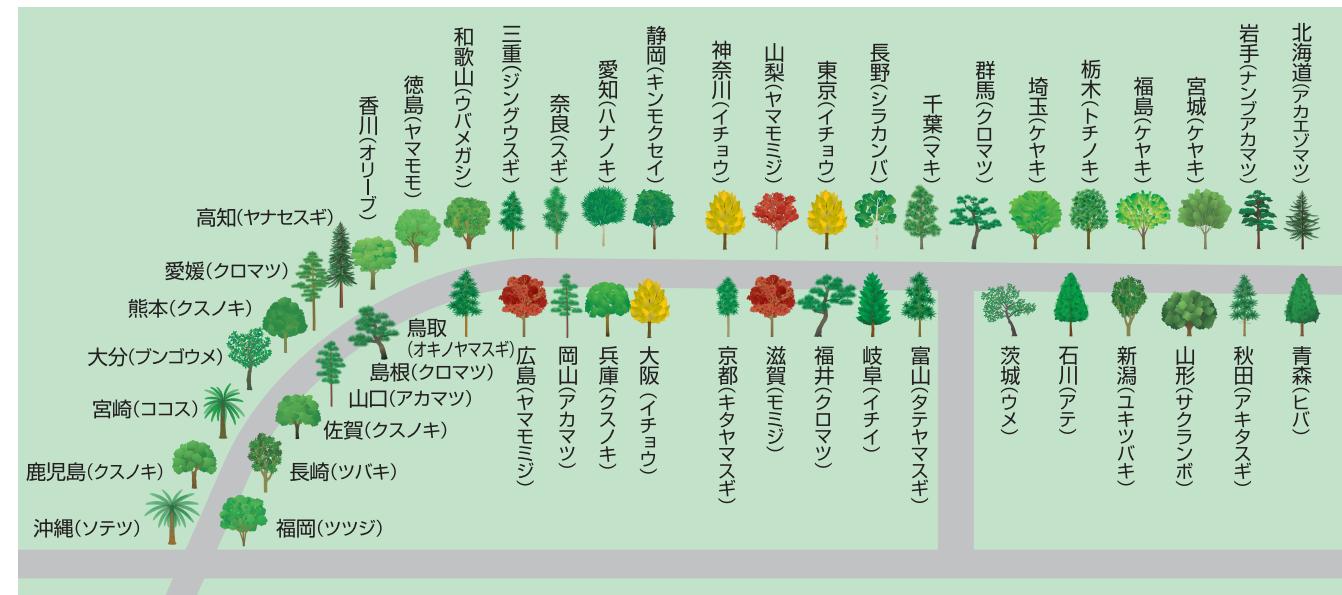
中央玄関から階段を上ると中央広間が広がります。中央広間は、議事堂中央塔の真下に位置し、天井までの高さは32.62メートルあります。天井にはステンドグラスがはめ込まれ、床は大理石のモザイクで装飾されています。また、中央広間には、日本の議会政治の基礎をつくるのに貢献した伊藤博文、大隈重信、板垣退助の銅像が建てられています。

中央広間の先には、中央階段があり、御休所へとつながっています。



都道府県から贈られた木

国会構内の前庭には遊歩道があります。その両側には、昭和45年（1970年）の議会開設80周年を記念して、各都道府県から贈られた木が植えられています。



記念スタンプコーナー

